

災害時における応急対策の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と石狩市建設事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市地域に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に応急対策の協力を要請する手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、石狩市災害対策本部を設置し、災害時の建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲の前条の要請は、石狩市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 要請に当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、別に定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請建設資機材等の種類
- (3) 要請建設資機材等の数量
- (4) 提供場所の担当部局の名称と担当者名
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障を来さない範囲で、会員が保有する建設資機材等の協力について、積極的に努めるものとする。

（建設資機材等の指定）

第5条 甲が乙に要請する建設資機材等は、あらかじめ乙から提出された品目から、災害の状況等に応じて甲が指定する。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が提供した建設資機材等の経費については、甲の負担とする。

（経費の請求）

第7条 前項に規定する経費の請求時期等は、双方協議して定めるものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、石狩市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は災害時における円滑な輸送協力を図れるよう、会員の情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定及び事務手続に関する連絡責任者は、甲にあっては石狩市総務部長、乙にあっては石狩市建設事業協会災害対策委員長とする。

(情報の収集・提供)

第12条 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、物資の輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(通知)

第14条 甲は、災害時における円滑な応急対策の協力が図れるよう、防災関係資料を修正する都度、乙に通知するものとする。

2 定期的な協議は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項については、双方協議して定めるものとする。

第16条 この協定は、平成9年12月16日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年12月15日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 齊 藤 英 二

乙 石狩市花川北6条1丁目31番地1
石狩市建設事業協会

会 長 三津橋 昌 博

災害時における応急対策の協力に関する協定の一部を改正する協定

平成9年12月15日締結の災害時における応急対策の協力に関する協定の一部を次のとおり改正する。

第5条中 「品目」の次に、「(乙が別に調整する建設資機材一覧表)」を加える。

第10条中 「協定を図れるよう、」の次に、「別紙 乙が設置する災害対策委員会により、」を加え、「会員の」を「会員への」に改める。

この協定は、平成18年6月5日から効力を有するものとし、協定の成立を証するため、本証を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成18年6月2日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 石狩市花川北6条1丁目31番地1
石狩市建設事業協会

会 長 洪 屋 敬 吉